

議第74号

一般国道13号泉田道路工事用地の処分について

県は、次により財産を処分することができる。

- 1 処分しようとする財産  
新庄市大字昭和字昭和1067番2 外22筆  
28,212.33平方メートル
- 2 処分予定価格 106,200,000円
- 3 処分しようとする土地の買受人  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号  
支出負担行為担当官  
東北地方整備局長 佐藤 克 英

提 案 理 由

一般国道13号泉田道路工事用地を国（国土交通省）に売渡すため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものである。

議第75号

一般国道13号新庄金山道路工事用地の処分について

県は、次により財産を処分することができる。

- 1 処分しようとする財産  
新庄市大字萩野字前坂72番4 外61筆  
102,984.45平方メートル
- 2 処分予定価格 115,900,000円
- 3 処分しようとする土地の買受人  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号  
支出負担行為担当官  
東北地方整備局長 佐藤 克 英

提 案 理 由

一般国道13号新庄金山道路工事用地を国（国土交通省）に売渡すため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものである。